

20/1/25 シンポジウム「名古屋城木造天守復元事業は一体どうなるの？

～名古屋城木造復元事業とバリアフリーの行方～」

パネルディスカッション部分

名古屋市民オンブズマンによる半自動文字起こしアプリによる文字起こし

司会者：定刻となりました。ここからはパネルディスカッション「名古屋城木造復元事業とバリアフリーの行方」というテーマで行っていきます。

進行は中部大学教授の福祉のまちづくり学会副会長の磯部友彦先生にお願いしております。パネラー含めて、すべてが説明がありますのでそれですよろしくお願いいたします。では磯部先生お願いいたします。

磯部：はいただきま紹介されました磯部でございます。よろしくお願いいたします。

これから2時間弱でございます。16時まで2時間パネルディスカッションを進めさせていただきます。本日壇上に上がってもらったのは、私以外4人の方になります。

紹介をさせていただきます。

共同代表、名古屋この実現する会の共同代表でございます斎藤さん。

次が名古屋市の職員でございますけれども、名古屋城総合事務所主幹の森本さん。

もう一方は弁護士今日は大阪の方から来ていただきました東さん。

それから先ほど基調講演していただきました谷口先生です。

今からの進め方はですね、まず皆さん向かって右から三方にそれぞれ自分の立場からこの問題に対して、お話をさせていただきます。

その後谷口先生も含めてこん中で議論していきたいなということでございます。併せとフロアの皆さんからも質問をとる時間的も取りたいなと思っております。よろしくお願いします。

それでは今からまず三方にお話していただきますけれども、順番としては最初に斎藤さん。

2番目に森本さん、3番目に東さん。こういう順番で行っていただきますのでよろしくお願いいたします。まず斎藤さんの方からよろしくお願いします。

斎藤：今日は谷口先生ありがとうございました。

谷口先生のお話を自体が、総合的に名古屋城の木造復元に関わる様々な視点からのお話をいただきました。私ども、実現する実行委員会が考えている思いとほぼ共通する思いでありました。

谷口先生のお話の中にありましたように、エレベーターにまさる技術というものが今ないということであり、そしてもってユニバーサルな価値考える、そしてバリアフリーという価値を考えるという。文化財を保存していくという価値があるけれどもそれは人間

の社会の人間存在の価値の中で考えるときにですね、人々が等しく文化財に接近できる権利として、文化財の意義と絡めて考えてるんだっていう本当に私達が言いたいことを全て当人に語っていただいたんだというふうに思います。

そして私どもの会といたしましては、これまで様々な取り組みをいたしてきましたけれども、現在は、今日弁護士の方に来ていただいておりますけれども、弁護士の人権委員会、名古屋市の人権委員会に人権侵害が有りということの訴えをしていくこととそれから愛知県知事に対して、名古屋市が差別解消という観点からの訴えを起こしているということでの発言を申し上げます。そういった2点取り組みを継続しているという段階であります。

名古屋市長とは会を作る過程の中ではさんざんお会いをしてお話をしてきましたが、全く話は平行線というか、理解を示さないと近づいてこようという姿勢すらないというところしかない。

それに関しては今も変わっていないというふうに思っています。

昨年に署名をお渡しする機会2回ありましたけれどもそういったときにも市長は一切顔を出そうといたしませんし、彼はそういった問題について真剣にも私たちに対応しているという姿勢は根本的にないんだなあって思います。

文化庁が一貫して問題にしてきた3つの大きなポイント最初の挨拶のときにも申し上げましたけれども、一つは、国の特別史跡である名古屋城の石垣保存といったものを大切にするという課題。それから二つ目には、文化財保護法という価値とバリアフリーの価値を共存させる点。それから三つ目には、現在中を見ることはできません戦後市民の力で復元されたコンクリートの名古屋城そのものを解体する意味がどこにあるのかといった課題。こういったことを、名古屋市の計画に対してそこは欠落しているということとをずっと一貫して指摘しているわけですね。

ところが、それを正直に河村市長は全然そういう指摘を受けていることを市民に発表もせずにですね、ずっとできるんだできるんだと木造復元可能なんだと、計画通り造っていくんだとしか言ってこなかった。

でもとうとうそれでは通用しないっていうことが明らかになってしまって、ようやく昨年秋にですね、石垣の問題については、今までの姿勢を改めて市として保存について考えていくという姿勢に転換しました。

しかしながら2点目3点目については全く何ら姿勢を表明することなく依然として頑な姿勢のままであるというふうに最大の問題があると思います。

私たちはバリアフリーという価値はもはや揺るがしようなない現在の価値あり、それを守るものが当然市長と為政者の責任でもあるということは考えております。

名古屋市は昨年の4月にですね、障害者基本計画第4次という基本計画を発表しました。これは市長の名前で発表されているわけでありまして。

その市長の計画の中に明確にですね、バリアフリーの街名古屋をさらに充実させて発展させていくということを謳っているわけです。

私もその策定の委員の1人として参加しておりました。その策定委員の席上、じゃあ当然名古屋市名古屋城に木造復元にエレベータをつけるということをこの中に謳っていくべきだということであり、そしてそれをいつか市長認められない現状があり、それについて、大きな問題であるということ。この計画の中に盛り込むべきだ。しかしながらそういったことが一切書けないというのが当局の姿勢でありまして、これを書くとこの計画書そのものを市長が認めてくれないんで計画が出来なくなってしまう。

どうしてもこの計画を作るっていうのは、行政上、作らざるを得ない計画であるからこの計画書を成立させるためには名古屋城の問題をこの中に書き込む事は絶対に不可能なんだと斎藤さんそれだけはどうしても分ってくださいとバリアフリーを実現したい、そして斎藤さんの想いつてのは全く分かっています。私たちも同じ思いだけれども、当局としてはこの基本計画にその問題を書き込むことはできないという。

何故、市長の一存ですね。市の大切な計画であるバリアフリー計画が市長の個人的な思いで歪められてしまうのか。

これこそ今の政治のおかしさを表す話ではないかと思います。本当に国の政治も安倍首相の思い一つで変わってしまうような、本当におかしな事態になってしまっています。名古屋市においても、河村市長のほんとに1人だけの思いでですね。

本当にまじめにバリアフリーを実現するために取り組んでいる名古屋市行政の人たちの思いが計画に盛り込められない、私達の障害者団体や市民の想いも盛り込めないそんなおかしな話がまかり通っている。

こういう市長の有り様をこのまま認めていいのかって思いを最近は感じています。

そういう中でこれからこの後ですね、名古屋市の総合事務所の立場の中で森本さんにお話していただきますけど。森本さんとはこの間、何度も何度もにお会いしてですね昨年の4月から新しく総合事務所のバリアフリー担当主幹として赴任されてですね、本当に勢力的に障害者団体と対話をされてきました。その熱意に頭の下がる思いをいたします。ただし、絶えず森本さん、市長の命令に従ってやっているというその1点がどうしてもわかりえない1点ですね。わかってくださいというふうな姿勢でやっぱりやられているわけで、それは私たちがわかるわけがないんだって、この今日のこれから語らせる資料の中にもありますけれども、森本さんが言うところのですね垂直昇降装置というこの新しい新技術の中に書かれているこのことが、垂直昇降装置、これなんでしょうか。

これは英語で言えばバリアフリーのエレベーターなんです。

それをなぜこれをエレベーターをつけるというふうに表現できないか、これを書いてしまえば、当然市長はこんな文書が認められないとなりますから書けないだけであって、実際はエレベーターをつけるということを森本さんも言っているわけですね。

しかしながらこの場合はどうしても市長の言うところの木造復元優先ですから梁や柱を痛めない本当の小型のエレベーターをしかも1階1階移動しながら上がっていくというふうな大変不便なエレベータをつける。これでは本当のバリアフリーにはほど遠い話である。

名古屋城が23人乗りの大型エレベーターが二つ付いています。

もちろん最上階までいきません。しかしそういったものがついている画期的なコンクリートのお城だったわけです。その水準を下げるような、バリアフリーっていうのは私どもは考えられない立場でありまして、今日の谷口先生のお話のなかでも天守にさらに上がれるエレベータをつけれるんじゃないかとそんなお話もありました。

そういう中で、会の立場はこれからどんなふうに考えていったらいいのか、本当に停滞している名古屋城の木造復元、これはほぼ私は完全停止の状態に近いものだと思っています。

そういう中で私達はバリアフリーを実現をずっと追求してきました。

ハードなバリアフリーというのはもう様々なところで実現しているわけであってですね。

もちろん日常になレベルの学校の中でのまだ実現していませんし、非日常のところでは避難上のバリアフリーといったことについても実現していません。

そしてまたもちろんハードないソフトの面でのバリアフリーというのが制度の面でも、人の心の問題でも課題をいっぱい持っています。

そういったところにこれから一生懸命に考えたら向かっていかない時にこの名古屋城の問題で私たちは立ち止まっているわけにはいけない。

そういう思いの中で完全にもう木造復元木造がないとするならばですね。

ここは私のあくまで私見ではありますがけれども、早くですね逆にコンクリートの城をですね、耐震工事をしてですね市民のさんに見せるようにすべき、その際には天守にも上がれるようなエレベータをつけるそういった政策をですね、名古屋市としてやる方が本当に民主的に妥当であると思うに思っています。木造復元を進めるという強引な河村市長の独断的政策ですでに多くの金が使われてしまっております。

更にこのままこういう政策が放置されればですね、計画が一步も進まないにかかわらず予算だけが無駄に消費されていくという、とんでもない事態になっていきます。

そういったことをこれから早くやめさせて、バリアフリーに取り組んでいきたいと思えます。以上でございます。有難うございました。

磯部：ありがとうございます。それ斉藤さんもうあの福祉、名古屋市としての福祉政策のいろんな面で協力体制を持っているんだと。ですけど名古屋城問題だけは別枠されるとのかな。そういう立場からこの問題に対していろいろとねご発言されているという。

ありがとうございます。2 番目にですね、名古屋市職員であります森本さんの方からお話いただきたいと思います。よろしくお願いします。

森本：ただいま紹介いただきました名古屋市の観光文化交流局、そして名古屋総合事務所の森本と申します。

ちょっと正面のスライドでご説明したいと思います。

皆さんのお手元の資料は 29 ページからであります。先ほどらいんですね。

谷口先生のご講演の中に様々な角度からですね、木造天守の考え方とか、それからバリアフリーという考え方、そして今の斎藤代表からもいろんなお話を受けましたので、それぞれ一つ一つやはりきちんと応えたい気持ちがありますけれどもまずはちょっといろいろ考えておましてね、一つ一つ今ここで掘り返して言っていくのも難しい。

逆に用意したものをまず聞いていただいて、その後また磯部先生からいろいろお話を振っていただけたらと思いますので、ちょっとまずはあの正面のスライド、またはお手元の 29 ページからのスライドをご覧くださいと存じます。

あとですね、今斎藤代表がご紹介くださったんですけども私もですね、本年度の 4 月からあのこの部署に赴任しまして、それまでは 31 年間ゴミ行政でゴミ焼却工場をいろいろと造っていく方を担当していたものですから、まるでやっぱり障害福祉とか、そういったバリアフリーとかは門外漢であったものですから、この 9 ヶ月半程いろいろと学ばせていただき、また、それと並行して、本当に多くの障害者団体の人たちとお話させていただけたかなと思います。

マイクの調子が良くないです。すいません。まず正面のスライドを御覧ください。

名古屋市の考え方を端的に紹介しております。

木造天守閣のバリアフリーについては、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立という言葉掲げているんです。

特に私自身がですね、この部署になってからは、この両立という言葉を表にどんどん言っていきたいなと思っていましたので、このような形にさせていただきました。

ただ、振り返ってみればですね、名古屋城の木造復元のプロポーザルの仕様書の中にも、きちんとバリアフリーの言葉そして両立するという言葉は確かに入っているんですけども、意外とちょっともっと、もっと表に言わないといけないなと思ってそのようにさせていただきました。

この史実に忠実って言う部分なんですけれども、これは名古屋城が築城されてからいろいろ宝暦の大修理とか 1700 年代ですね、その大修理以降から焼失するまでの間を復元するという考え方になっております。

そして、確かに言葉で言うのは簡単ですけども木造天守閣に誰でも登れるためのバリアフリー化を目指しておりましてこちらの方にこのように書かせていただいています。

皆さんのお手元の資料でちょっと前後して申し訳ないんですけども、35 ページ、36 ページに昨年の 5 月 30 日に公表した、いたしました木造天守閣の昇降に関する不可設備の方針というものをそのままを掲載させていただきました。

まさにこれが私の部署のですね役職のバイブルになっています。

これをきちんと実現するのが私の職務なんだろうなきちんと解釈しておりますけれども、ちょっとこのスライドを抜粋いたしました。

先ほどの史実に忠実に復元するためのエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。木造復元 36 m の建物を作ろうとしたときの揺れに対してのシャフト式といいたいまいしょうか、全通形のエレベーターの構造がどうしても馴染まないということからまた、様々に先ほどこの実現する会が 2 年目とお聞きしましてお聞きしているといつかこのことはもちろん存知あげてはいますけれども、ちょうどですね、天守閣部会で名古屋城の木造天守閣会という学識経験者の会議がありますけれども、その中で、エレベーターにはなかなか多くの車椅子の人が使える大きさではなかったものですから。

それをいろいろと検討した結果、いわゆる階段昇降機、いわゆるチェアリフトのようなものでいこうじゃないかという案がでました。しかしながらそれだとどうしても車いすの人が乗り換えをできない人が、お城に登ることができませんね。そこから様々な運動が始まったのではないかと把握しております。ちょっと進めます。

様々な工夫により可能な限り上層階に登ることができるよう目指す。現状よりも天守閣の素晴らしさや眺望を楽しめることを保証するとなっています。私先ほど焼却工場の設計をしていたと申し上げましたけれども、やっぱり技術倫理って観念から考えますと、かなり保証するっていう言い方はかなり厳しいなあって本当に考えておりますけれども、しかしながらこれがバイブルというわけです。

新技術の開発には国内外から幅広く提案を募る。先ほど谷口先生からすごく丁寧にこんな技術があるのではないかという提案がありましたけれどもそういったところよりももっともっと期待をしたいところですけども。そしてもう一つ。

障害者団体など、当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発などとあります。私が赴任するまで、若干ちょっと名古屋市が障害者の方と対話をする機会が少なかった、もしくはしてこなかった。失礼しました。会話がなかったと聞いておりますし、その部分が非常に自分がこの部署ができた背景になっているのかなと思っています。

本当に今代表がおっしゃったようにですねなかなか埋めきれないんですけども、とにかくもう 4 月に赴任した早々に皆さんに足しげく会いに行かせていただいて、まずはいろいろと昨年度来ですね、復元いろいろあったような、そんな流れがあって今に至ります。

さてそして障がい者団体との話し合い等というのを簡単にまとめておきました。

先ほど斎藤代表からもご紹介ありましたように人権救済の申し立てそして、署名の提出といったものを確かに受け取っています。

そして、6月22日に実現する会の皆さん、シンポジウムを行いました。

実はこのときに私も担当ですけども、担当になっておりますので実際の私は皆さんと同じ客席からのシンポジウムを拝見いたしました。そのときは名古屋市を呼んでいただけてないというよりもそもそもそういった雰囲気ではなかったのかもしれませんが。

私は担当として皆さんのこういった訴えをする場面においてですね、決してそれをなんか実際のところ別にM度が高いわけではないです。

きちっと私達もテーブルにつかせていただいて対話をしたいという思いを伝えてですね、その後いろいろと話をしていただき、今日この場をいただけたのかなあと思っております。

そして先ほど愛知県知事あての救済申し立ての話も出ました。これが昨年7月5日そしてその後ですね基本方針が丁寧に皆さんとお話するとあります。これを有言実行するためにもですね、難しいいろいろな会議を重ねてきましたけれどもこの障害者団体連絡会というのが言うなれば、名古屋市を代表する12団体の皆さんがお集まりになる会議なんです。

これを現行福祉局で事務局を取り扱って様々な名古屋市の行政施策にその意見を取り入れていくという仕組みになっておりますので、名古屋城の考え、いろんな施策に関してもこちらの12団体の連絡会の皆さんをまずはいろんな窓口にしてですね、意見を聞かしてくださいというようなスタイルできております。

その後、自由参加でありましたけれども私たちの公募するのには、当事者の意見がどうしても必要だというふうに思っております。っていうかいます。

そのためにこの団体連絡会の皆さんと本当に膝を突きあわせて会議をやりたいんだけど、やはり、そもそものエレベーターをつけないというのが前提にあつてのアクションと協議だからなかなか正面切つてのる訳にいかないよそれも一つの理に叶ったお話でした。

それを受けてこのワークショップが8月と11月に計4日ありますけれども、ここは自由参加でやらせていただいて、少人数でしたけれども、皆さんの中からいろいろとご意見をちょうだいして、それを後ほど紹介する公募の様々な審査基準などに反映をしております。

今お話しした概念が皆さんとお話しするということを上段に書かせていただいております。

参考にですね、今年度、衆議院の文部科学委員会で文部科学大臣の発言がございましたので、それを書かさせていただきました。

ここではやはり名古屋城におけるバリア、エレベーター問題、これに関しての答弁をいただけてるんですけども、やはりバリアフリーと、この文化財の活用、そして史実に忠

実にするものが非常に重要であるということからできる限り両立をすることが望ましい、英知を結集して考えなさいというような趣旨のことをですね答弁されたと思っております。

そしてこれがこちらのスライドはですね厳しい条件を先ほど谷口先生からも言われましたが、私どももですね、まだ公募始まっていません。

しかしながらその前段階として十分にその可能性、そして世界中にですね調査をかけていろいろと新技術を発表されていない技術を発掘しているところです。

今の段階ではどれがいいって言えないんですけども

4つのですねカテゴリーで応募をうけたいなと思っています。先ほど谷口先生からご説明がなかったので特に詳細にはちょっと時間の関係もありますし割愛しますけれども、特に今回。失礼しました。作ってください。ちょっと戻りたいんですが。直近1画面戻してもらっていいですか。すいません。ありがとうございます。

先ほどの言葉として出てきました。垂直昇降装置というキーワードです。

これ実はですね私の担当して何かきつといいものがあるだろう、だから世界中から応募します。だからどうするのってすごく非常に悩みまして、しかしながら、先ほど来、エレベーターを付けないという条件が基本方針には書かれておりますからこれをきちんと技術的にクリアにどうしたらいいんだろうと思いつつですね、ここに3番の電動車いすなどを生活でお使いの方も移乗せずにお城に登れるようにはどのようにするにはですね、やはりそのまま何か大きなパレットの上に乗って、あるいは箱の中に乗って上がる以外ないかと思っているんですね。今のところです。

そこで、垂直昇降装置と言ってあるようなないような言葉を使ってここで表現しましたがけれども、実際にこの背景にあるのは皆さんご想像していただければと思うのが、史実に忠実なのを様々な歴史建築家の先生方が納得する条件として一つには、柱や梁を痛めないという言葉がありました。構造的に柱だとか梁がその木造建築物を織りなしておりますので、ではこの垂直昇降装置をつけようとする床を抜くということが想像ができるわけです。

これについてはですね、可逆的であろうというコメントをいただいております、柱と柱の間を梁と梁の間の床を一時的に抜きましてそこに回路、昇降できるものが入ってそんな技術をここで求めていきたいと考えたんです。

ただ、全てを低層階から上階まで一気に上がろうとするとその構造体をいれると建築構造的にはぶつかり合ってしまうので、1階ずつ上がるのであればそれはできるのではないかと考えました。確かにちょっとそこは不便ですけども、横移動していただいて、また上階層に行くようなものをここで想像しているわけです。なんかスライドバックしてます。ちょっとごめんなさい。進めていただいていいですか。

今後のスケジュール案を示しております。

今、今日段階で、なかなか申し上げにくいのが全行程が世の中に今出ていない状態というのがあります。この昨年の夏、8月29日にこれまでの文化庁とのやりとりがなかなか滞っていることから、名古屋市長は、全体の工期の延長を皆さんに公表いたしました。そのときにあわせて、関係する文化庁や地元の学識経験者、そして契約優先権者の竹中工務店ときちっと調整をした上で新しいスケジュールを公表しますと申し上げておるんですけれども、今のところまだそれが発表されていない状況です。

ただ、何も行って水面下でやってないわけではなくてですね、それぞれの調整を一生懸命やっている状況ではあるんですが、今日新しいそういった工程的ニュースっていうのは持ち合わせてはおりません。ただそん中で今年度の決算委員会も議会答弁したように何とか公募は今年度内に始めたいという答弁をしております。

そうしますと、今ここの手順書いてるように、公募のスタートの部分は令和元年度に掲げております。ただこれもですね、勝手にバリアフリー公募だけが始まるっていうのは非常におかしな話ですから。

全体工期をきちんとわかった状態で公募をかけるのがセオリーだと思っておりますので、そういった今日はあの話しにくいなと感じながら説明していきたいと思います。そして、公募期間のちょうど真ん中あたりですね。ごめんなさいちょっと戻していいですか。

また、一次審査というのがあります。これは、あの試作品のような簡単なものを作っていて、これを最初に可能性このきちんと天守閣に登れるかどうかの可能性をいろいろと審査をしますまず1次審査というのをやります。

その辺は今回のこの工法のルールとしては、補助金交付とありますけれども、この研究開発に対して支援をする予算をいただいております。

これは常に債務負担行為っていうと、行政なりのいい方があるんですけれども、予算をいただいております、来年度に交付金が交付できる旨の予算をお願いしています。

そして、足かけ3年の2年ぐらいたったところで最終審査を設け、ある程度ある程度技術をですね。ある程度技術を選んでいきたいなと思います。

先ほど谷口先生のお話の中に、スペースジェットでしたっけ。安全を確保するためにもすごく時間がかかっているんだというお話がありました。

確かにその通りで今まだ見たこともないような技術が本当に便利なものができてくれれば面白いですが、そういったものであっても、やっぱり安全の確保、許認可そういったものが必ず必要だということになります。

その間ですねお城が完成するまでの間を実用化期間という時間をとりました。

今のところはっきり言えるのはもともと2022年12月に出航しようという予定がありました。これが延期されておりますので、それよりも、いくらか遅くなるということが予想できておましてその時間をしっかりと使ってこの実用化期間を確保していきたいと考えています。

必要な期間の中では最終審査をしたのに対して、さらにそれをブラッシュアップして、様々な学識経験者の方からも御意見をちょうだいして、より有用性の高いもの安全性の確実なものっていうものを目指してまいります。

次に、これちょっと細かいので、後ほど皆さん手元で、ご覧いただければと思いますけれども、審査基準の中で、特に加点要求水準というものが、ちょっと今案ですけど、抜粋してまいりますか。この中でバリアフリー括弧有用性って書いてありますけれども8項目ほど書かれてるんですけども、こちらはもともとこの実現する会の皆さんからご提示いただいている7つの基準をこれをもとにしてそれをできるだけクリアしていきたいという思いをここに反映しております。まだちょっとご覧いただいて、後ほどでディスプレイカッションさせていただけたらと思います。

次お願いします。

今回の公募に関しては階段体験館といったものを造らせていただきました。

これ結構新聞でも話題になって9000万かかっているねっていう話がよく言われますけれども、名古屋城の木造復元の1階から2階まで行くまでの高さ約4メートルの階段部分をそのまま実物大の模型として造っております。

本当は桧でつくんですけどカナダ産のヒバで造っておりますが、その雰囲気、質感そういったものは全く実際に作りたいと考えているものと同じものができてるんです。

角度は前半が41度、そして後半が47度。

17度の階段を実際にまずは階段を登るっていただける方はここで体験をしていただくことができます。

あとあわせて公募の中で様々な研究や下調べそういったことにもこの階段体験館を開発者の方に使っていただき、また実際に先ほどの1次審査、最終審査といった会場にもしたいと考えています。

ちょうどこのイラストで、その後にちょっと空間っぽい吹き抜けみたいなのところがありまして、垂直昇降装置の実験っていうのがその脇で可能になるような空間を設けております。

いや次のスライドお願いします。

ちょうどこの見た目の雰囲気がこの写真の通りですね。外から建物はこんなふうなオリンピックの表彰台みたいな形ですけども、ちょうど真ん中がこの高さ4メートルの階段と天井高が7メートルあるんですけども。建物これ以外に木造復元の基本設計で竹中工務店からいただきましたパースとかそれから基になる昭和実測図そういったものを展示しています。

それからあと、建物の中では、VR技術を使って実際に木造復元したときの360度のその雰囲気を見ていただけるようなヘッドセットマンディスプレイのですね体験コーナーもございますので、ぜひ皆さんにも来ていただいて、実際の階段とはこういうものかというものも見ていただけたらなと思います。あと場所ですね。

そして、こんなところでですね、まず私の方から一方的でありますけれども、まずはのご説明をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

磯部：はいありがとうございました。

森本さんは、事務局長ご紹介されたように、どちらかというと、2018年5月30のこのエレベーターつけないという方針でやっていた後に現れた人でどちらかというと、何らかのねじれ現象を解消するためのキーマンかなと思っていますけれども、それのご苦労をお話していただきました。有難うございました。3人目としまして、弁護士の東さんの方からよろしくお願いいたします。

東：皆さんこんにちは。大阪からきました。東と申します。すいません。

これ使ってうまくいかなかったらお願いします。

私日弁連の障害者の関係の特別部会に所属してまして十何年所属してましてその関係で今日お話、いただきました。法的なところからちょっとお話させていただこうかと思えます。

前提として河村市長のお考えとか何人かの歴史研究者の考えとかいろいろあると思うんです。

その趣味とか、個人的な趣味いろいろあると思うんですね自分が考えている歴史の考え方っていうのがいろいろあると思うんですけれども、その趣味とか自分のポリシーと公共とは別だと思っています。普遍的な価値っていうのが一番もともとありまして普遍的なものというのが憲法で保障されている基本的人権です。

それは自民党は改憲したいとか言うてはりますけれども、少なくとも私たちが戦後の日本国日が大事してきた価値に別に日本国民でなくても日本に住んでいる人々が大事にしてきた価値。これは憲法に基づいていると、憲法違反のことはしないでくださいっていうのが一番いたいことで、そしてそれ以上でもそれ以下でもないと思っています。歴史は変わりますし、いろいろと価値観も変わっていく私の考え方も変わるし、皆さんの考えもきっと10年後20年後には変わっていると思います。

河村市長がおっしゃるように50年後10年後100年後に国保に指定されたいっていう思いもあるかもしれないんですけど国宝の基準も変わるかもしれない。

だけ一番基本的に普遍的に変わらないもの私達が大事にしてきた価値観っていうものは、皆法律であらわされているということを大事にさせていただいたらと思っています。今回の問題は憲法にも違反じゃない、抵触すると思いますし、権利条約や障害者の権利条約国際的な約束ですよ。

日本も14年に批准してまして、国際的に日本は障害者権利条約を守りますと約束したんですがこの権利条約にも違反、抵触してしてくる。

それから、権利条約を批准する少し前に障害者基本法も大きく変更修正しました、2011年に修正しましたがでもへの差別の考え方を大きく転換しました障害者基本法にも抵触する問題です。

それからずっとありましたバリアフリーの法律ですけども、このバリア新法にも抵触しています。2014年13年ですね、に作った障害者差別解消法にも抵触しています。プラス名古屋市が作ってる差別解消条例にも抵触しています。

エレベーターがない城というものを少し考えていきたいと思います。

いろんな法律などたくさんありますけれども私の整理した考え方なんですが、まず一番ベースは憲法です。私達の暮らしは憲法がベースに保障しています。

ただ人権侵害だと思ったとしても、すぐさま賠償がもらえるわけでもなくて普遍的価値がまずベースに憲法というのがあって、憲法の次に条約です。

国際的にも守りますという決めた条約があります。

障害者の権利条約。憲法の次に障害者の権利条約は大きな価値観。幹となるような考え方です。その中から障害者の権利条約に保障された合理的配慮という考え方があります、そこから合理的配慮という考え方、新たに日本でもいろいろと今、私達のいろんな生活にも関わってきています。

障害者基本法というのは大きな障害者に関連する法律でベースになる考え方ですね。

憲法の次に権利条約があって障がい者基本法みたいな形の考え方です。

基本的な抽象的な法律なのでそれで直ちに何かものになるものでなくてそれで個別の法律だとかいろいろな条令だとか守ってくれるっていう形になっています。

これはちょっと先ほどの谷口先生の話聞きながらちょっと足してみたんですけど、2012年にアメリカ・カルホルニアに行った時にアメリカでは差別禁止法がずっと前の27年ぐらい前に出来てまして、1990年に出来てまして、アメリカでは連邦法です。差別禁止法が連邦法としてありましてそれでいろいろなカルホルニアではレストランは普通の中華料理屋さんとかでもトイレがバリアフリースイートイレが設置されています。その大学の図書館、売店ですけども、車いすの人が右でボタンを押すと、右の方の端、車いすのボタンがあるんですね、ボタンをパンと押せばパッと開くという形になっていて下の方に丸いボタンがありまして車いすのタイヤをぶつければまた開くような形になっています。

これはカルホルニアのナパバレーというワイナリー、みんなでちょっと行って見たんですけどワイナリーにあぜ道というか、ブドウの木の横にあぜ道がありまして、そこに車いすの通路ができています。普通畑ですよ。畑に車椅子で行けますみたいな案外、日本ではそこまで進んでないんじゃないかなと思いましたけれども禁止法ができたことによって、いろいろな人々の社会にいい影響を及ぼしています。

例えば名古屋条令がこんなことを書いてました。誰もが障害に関わらず等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会、まさにそうですね。

とてもいいことと言ってらっしゃるなあというふうに思いました。

等しく基本的人権。やっぱり普遍的な価値はここに表れていますよというふうにおっしゃっているんですね。かけがえのない個人としてお互いを思いやる気持ちを持ち、思いやらなくても内心の自由は自由ですけれども、少なくともこういった価値感を共有しましょうっていうこと、安心して共に生きるということがいわれています。

先ほどいろいろな法律がたくさんあるといったんですけど、まずは名古屋市民の方から考えると身近な条例ところから考えてみたいと思います。

8条に不当な差別的取り扱いが駄目ですよということが規定されています。

不特定多数者の利用に供されてる建物、今回は名古屋城は当たらないんですかっていう気がしますけれどもその利用を拒否し、もしくは制限しこれらで条件を付けて障害者でない人と異なる不利益な取り扱いをすること、これは駄目ですよ。

ただ、正当な理由があればできますよということが一応はなっていますけど、正当な理由があるんですかねっていうのがちょっと謎です。

では一番のベースである憲法論からエレベーターのない城を考えてみたときに憲法上のなにに問題になるかと考えたら、憲法13条が個人として尊重されるという規定があって、個人の尊厳、それから幸福追求の権利は誰にもあるということが書かれていて、当然いろいろ私たちの幸福追求権もちろん、抽象的にありますけどね。なんでもかんでもわがまましていいよっていうわけじゃないですよ。

何でもかんでも私の人権という言葉にして幸福追求だとして何でもかんでも認められるわけではなくて、あの基本的に普遍的な価値として認められるプライバシー権などとかはこの13条によって保障されるというふうに解釈されています。

それから平等権14条、障がいがあるなしに関わらず平等であるということもこの14条からいえます。移動の自由の侵害にも関わるところだ考えています。

昇降機、階段昇降機の先ほどの写真がありましたけれども、あれで行けるからいいですよっていう言い方ってどうなんですかね。

私はもし車椅子を利用していたとしたら私、正直にあんな昇降機だったら行きたくないです。

名古屋城とてもショックですね。恥ずかしいなというふうに正直思います。行ければいいという問題ではないと思います。行きたいと思う人がどれだけいるでしょうか。

私の考え方に非常にゆがんでいるのか、そうではない、来たくないと思う人が意外にいるんじゃないかなと思います。

私が例えば高齢の母親とか父親とかを車いすを利用することになったとして、親とあのお城に行きたいかと言われて、いいですっていうことになると思います。

それから、このベビーカー押してるあの子供さんがいらっしゃる方もいけないです。

車椅子を利用している障害者団体だけの問題じゃないんです。障害者団体のたまたま頑張ってる活動しているから問題になっているけれども、足が悪い人とても杖を突いてよう

としようやくあと歩きあるかなきやいけなくなった人、この間、自民党ずーと頑張っておられた谷垣さんだってある日突然、車いす生活になりました。

私たちだって、ある日突然足がしんどくなるかもしれないし、わからないですね。

それがある日突然、名古屋城登れないっていうことになったら、今時代って進んでいるのに逆行しちゃうんですかっていうのがとても残念だなというふうに感じたりします。そんなことも知らなかった申し訳ないですけども不当的差別取り扱いというところが問題で差別解消法とも関わってきます。

正当な理由はあるんですか、不当な差別的取扱いはその正当な理由があれば問題ないということになってるんです、まずそもそも前提として障害を理由とした異なる扱い原則不可です。

正当な理由があれば許容されうるですけど正当な理由って何ですか。異なる取り扱える客観的に見て正当な目的のもとで行われてその目的に照らしてやむをえない場合。

手段を目的と手段が条件が満たせばというかなり限定的なんですね。

正当な理由があることも立証責任はその異なる取り扱いをする側にあります。

個人の趣味とかそういう話ではないんです、正当な目的ではない、もちろん忠実とか、忠実って非常に抽象的な概念なんですけれども、河村市長が考える忠実というものが正当な理由に当たるんだろうかというのは私は非常に疑問に感じています。

木造だからエレベーターつけられないってというのはそういう目的なんですかっていうところを、疑問に思っています。

目的手段は厳格に見る必要があります。

重大な権利が著しく制限される場面ですね、本件名古屋市民の人にとっては特異なんですけど私も名古屋といえどとりあえず名古屋城というイメージずっとありました。

名古屋市民にとってはシンボリックなものですよね、そこに行けないんですよ。

いけるけど一応昇降機ついたら行けますよ、一応行けるんだからいいんじゃない、みたいことそれほぼ一緒じゃないかというふうにも思います。

目的がやむにやまれぬほかならぬ利益のためなのか、手段、エレベーター付けないという手段のやり方がその目的達成のために他に取らう手段がないのかというそれ程ほどのものなのかっていうことを厳格に見ていく必要があるのかと思っています。

憲法裁判になったらこのようなことが問題になってきます。

ちなみに私が住む大阪ですけど大坂城はコンクリートですけども、大坂城にはたくさんの観光客が来場してくださってまして、私達にとってもシンボルの存在だし、非常に安倍さんの発言、大坂は失敗だった。とってもショックでした。

例えば今名古屋城はあれは失敗だって言われているようなもんなんです、それってショックですよ。私たちがシンボルだと大事に思っている大坂城。みたら大坂城だなあと思いながらみえてるよとかいろいろ言いながら、ちっちゃい時から遠足とか行ったりする場所なのに、あれは失敗だった、何かすごく本当にショックなことです。

あの人の趣味を公の代表の人が振りかざして傷つけないでくださいってことです。バリアフリー新法 2018 年にも改正されてますけれどもここではですね共生社会の実現というところをやらなきゃいけないこれ義務規定です。共生社会の実現に向けて行わなければならないとまで書かれているんです。これ直近の改正です。ここにも逆行しているものではないかと考えます。

交通アクセスをめぐる裁判、これ参照ですけれども、最近ちょっと大阪で京橋駅っていうところがありまして乗り換えにすごいハードルがあったんですが宮崎さんっていう方が提訴されて結局裁判取り下げで終わりました。

JR 側は構造的に絶対エレベーターつけられない。構造上無理なんだってずっと言ってきたんですけど裁判所では、やっぱやりますという形になりましてエレベーターをつくることが決まりました。

障害者の権利条約との関係でも障害に基づくあらゆる差別排除制限して、あらゆる分野でというようなことが書かれています。もちろん個人商店とか限界もあると思います。

富士山にエレベーターつけろっているわけじゃないんですよ。今現にある名古屋城にまづそのままに使えるようにしてください。普通の価値観だと思います。

障害者権利条約は他のものとの平等という、他の者との平等という大きなフレーズとしています移動の自由も他の方との平等を基礎として保障される。

自立生活も 19 条によって保障されてますけれども移動に当たってもその障害者自身が自らの選択で自ら選択するときということでは先ほどの選定基準とも、もちろん他者の力を借りずにみたいなのが書いてましたけれども。

ちょっと気になったので一般の人（健常者）って書かれていて、障害者、一般の人じゃないんですかねちょっと個人的に気になりましたが、きちっと満たしていただければと思います。

階段を利用できる他の者との平等をどのように保障するのか、自分のタイミングで簡単にアクセスしなけいけない。たどりつけるからいい、だから結果行けたんだからいいんじゃない、そういう問題じゃないんです。

公共の建物なので普遍的な価値観はきちっと共有しているんです。

目的手段の検討のことでその障害者が排除される、制限される場面はあり得ますと当然ありますけれどもそれは排除される制限されることはあります。そのような排除制限が法的に許容されるのかは別問題として、慎重に考慮する必要があります。

個人の趣味とその不特定なちょっと字違ってしまっののですけれども、不特定多数人の重大な権利が制限されるレベルとは次元が異なります。趣味とは全然違うというところなんです。

日弁連の人権救済手続きを今やっってくださいってということなんですけれども申し立て後、現に今、侵害されるというところではないこれからの話なのでどのタイミングでできるのかっていうのかわからないんですが、例えばエアアジア X 搭乗拒否事件は勧告が

でていました。ジェットスターでも搭乗拒否事件がありましたのですが勧告、警告とか要望がでてました。エアアジアは警告でした。警告とか要望とかある程度の段階で弁護士会がだす可能性がありますのでこれも続き見守っていただければと思います。以上です。

磯部：ありがとうございました。

まさに法律家の立場から、法律体系の中から見ての名古屋城の問題を語っていただきまして、利用者が選択するというそれを保障しなきゃいけないということで、これから残り 55 分ですけども、ディスカッションしたいなと思います。まずはこの中でやりたいと思うんですけど、まず最初に谷口先生の方から今の話を聞いて何か。

谷口：森本さんの資料でもね。

誰でも登れるためのバリアフリーで、木造の椅子と同じように両立を考えます。原則がちゃんと書いてあります。それから天守閣の素晴らしさや眺望を楽しめることを保障するって書いてある。この思いこれはぜひ達成してもらわないと困ります。

やっぱり気になったのは、32 ページの上の工程表ですけども。

やっぱり安全基準を満たすためには多くのトライアンドエラー、フィールドワークですね。うまくいかなかったら改良のためのトライアンドエラーを繰り返して改善していくそういう期間がほしい。

許認可を得るには相当の時間が必要なのでこの期間がもう少し延びる見込みとおっしゃいましたね。やっぱり担当者というか、計画はやっぱり達成を何時にするのかってのがすごく大事でそれによって工程計画を組まないといけない。だから許認可も含めて実用化という期間がどのくらいかかるのかと本当にプロの目で真剣にやはり考えていかなければいけない。

この階段の模型見て気がついたんですけども

17 段で 4 m 上がるためには踏面、蹴上っていうんですけど 23.5 cm。

これは公共施設としてありえない。しかも角度が 47 度のところ、住宅だと 45 度で作らないといけない建築基準法違反。47 度で造るこれ建築基準法違反で途中で角度が変わる。

これ史実に忠実に作ろうとして安全性を蔑ろにする。

そういう感じがしますねこれ見ると。しかもこれはちょっと避難階段にならない。

こういう作り方だと。直通の避難階段っていうのはその中に入らねばとにかく火に囲まれないでみんなが逃げることかできる。そういう階段が公共施設に求められている。

しかも角度が途中で変わって、私も高齢者の 1 人ですけど結構危ないですね。何でこんなものつくったのかな。ちょっとありえないな。だから何を優先しているのかこれみると分かる。

史実に忠実でいくと、こういういわゆる建築基準法違反の階段になってしまう。これは是非改めてほしいですね、安全のために、利用者の安全のために。だから一緒に考え、皆で考えていく安全も両立できるような城にしてほしい。

それからつづけて、移動の自由を保障する。今トップの人間は侵していますよ。人々の移動を制限している。そういう世の中で、トップの人はちょっとおかしくなっていますよ。トランプも含めて。

やっぱりこれを解決するのは我々庶民の力。やっぱり世の直ししないとどうしようもないですねというような感じがいたします。改めて再認識いたしました。以上です。

磯部：それでは、御指名されました森本さんの方から二つの話ですね。開発期間の話と、もう1つは、今回そのステップ名古屋というニックネームがついてますけども、この階段体験館を用意して先ほどそういった新技術のためにどうのこうのと言ってますけれども、じゃその階段本当に使えるのかどうかあというふうな確認もできるんじゃないかなあとも私も思っているんですけどですね、その階段を作ったり目的というか活用とか、そんなのが分るといいなあと思いますけど。

森本：何分の不確定事項しそして決まっていないこと、そして今検討中であること、いろいろな交ぜになっておりますが、きちっと誠意をもって答えていきたいと思っております。

まず、今日の資料の32ページの上段にありますスケジュールをご覧くださいますと、実用化期間ということで、以前22年令和4年度以降ということで、その先が見えない状態になっています。

今谷口先生がご指摘されましたように、様々な昇降技術。

先ほど4種類にいろいろあげておりますけれども、それをいずれを取ったとしてもですね、今回お城で使うっていうことは不確定多数の人々か使って大丈夫かということが何よりも重要な課題になっていくっていうのは強く認識しているつもりです。

そうしますと、その期間が十分ではない可能性を今、問われますと、非常に答えづらいなと思いつつ、ここではですね、現在の例えば電動車いす階段昇降機、そういったものがそれぞれ国土交通省や厚生労働省あるいは、そういった建築の審査等々ですね、どれぐらい時間かかるかっていうのをいろいろと調べていました。

そうしますと決して短いのもあれば長いものでもあった結果ですね、全然やっぱりなんとも言えないんだというのは十分認識しております。

今日はまだこのお終いになるスケジュールというのが申し上げられないタイミングなんですけれども、まずはそこを目途にした計画というのを立たせていただきたいなと思っています。

先ほど除外規定の話を教えていただいたんですけれども、名古屋城の場合は建築基準法の3条の適用除外を使って建てようとしておりますから、ある意味それがきちんと実現した場合、つまり、そういった特定行政庁に名古屋市の建築審査会で同意を得た場合その除外規制を使いますから、その時には全体の建築基準法が適用されなくなってしまうです。

そこで、先ほど階段の段の話が出ました。

幸い私ちょっとこんな質問があったらと思って細かいデータを手元に持ってきていてるんですね。確かに実はすでに階段体験館、階段でさえ、全てが同じ蹴上げ段の高さではないんですね。

そうしますと、普通に等分された蹴上を上り下りする感覚でいますとオット、ちょっとなんか感じになってしまう。確かにバリアだらけのお城ですから、かつてはそういったところで引っ掛けをしていたのではないかと思うぐらいなんでしょうけれども、これに関してはきちんと最終的に安全に上り下りができるようにしなくてはいけないという思いがあってそして、ここに関しては、例えば、可逆的な階段であるんだけど、実際にあそこにいくらかの追加した段が置いてある。

それによって等分の蹴上にするとかといった様々な実験をしています。

そうすることによって、それを取ってしまえば復元したそのままの階段があるんだけど普段使うときは等分の段差で言った方がそこにしやすいのではないかと。

そんなことを決定をしていないんですけれども、そういった研究をしているんです。

あとあわせて、堅穴区画や水平への防火区画の話が御指摘いただいております。

これについてはこの適用除外をいただくためにはですね、私ちょっとその専門ではなくて恐縮なんですけれども日本建築センターという第三者機関のお墨付きをもらう必要がある。

これにつきましては、現在防災評定をすでにいただいている状況です。

それはいかに、区画してあるんだといたことが詳細に記述されてなければ、この評定はいただけないものなんですけれども、そういったことをきちんと踏まえて復元といえる建物にしようと考えているところですね。ひとまず以上です。

東：谷口先生も言ってくださった通り、移動の自由はこの先進国は当然ながら、基本的人権として認められている普通の権利です。そんなに心配しないでいただきたいと思います。

齊藤：この場ですと森本さん以外には方には発言にはなんの異論もないのでどうしても森本さんに私の矛先を向かわざるをえないんですけど。それを覚悟で来ていただいていることの勇氣に感謝をしながら発言させていただきたいんですけれども。

まずちょっと訂正になりますけれども、今の流れの中のところで障害者団体との関わりというところで、ご説明があったところがちょっと間違っているって言うか、ちょっとその障害者団体連絡会を名古屋障がい者団体を代表みたいのように紹介したのですが、それは違いますよっていうことは私、前にも森本さんにちゃんと説明とたとおもうんですね。

だからこれは名古屋市が一方的に指定して作っている団体であって、名古屋の障害者団体の代表でもなんでもないわけであって、だから行政側の都合で作られている団体といってもいいようなものなんですね。

だから結局そこでしか説明しないっていうのはよくないよと広くいろんな障害者団体に向かって説明しないといけないよって前にも申し上げたいとそういうことだということも改めてもしっかり認識をしていただきたいと思うんですね。

だから説明会を開きたいというなら、個々に説明をやりたいというふうに言うだけじゃなくて広くそういう障害者の団体にいうべきだし増してこの問題は障害者の問題だけじゃないから、そのバリアフリーということを考えている様々な人に向けて説明すべきだということとは常々申し上げてきたと思います。

そしてまた審査基準作成のワークショップとか、公募に関する審査基準作成のワークショップの障害者団体と協議したと書いてあるんですけど、これについても団体説明会の中で、団体連絡会の中でも議論して森本さん熱心に各団体を回られての説明されているのわかっているわけでそういう中で説明を聞きますよということではあるけれども、団体連絡会として協議するという。審査基準作成をですねやっぱり協議するということが一度も決めたことはないわけでありましてそういう森本さんたちが呼びかける場ですね、説明を聞くということ、個人参加でやるということは一応決めましたけれど、団体としてちゃんと協議しましょうなんて決めてない。

だからあたかも障がい者団体と協議して邁進しているかのように発表していただきますと迷惑であります。一部だからマスコミ報道なんかとかそれからバリアフリー検討会ですか、学識者集まってるっていうふうに、そういう場の中で、障害者団体も、結構何か話が進んでいきますと報告されたりしているので、それはとんでもない誤解だと障がい者団体の立場はあくまでどの団体もエレベーターをつけるっていうのは当然のことであるという立場は一步も変わってませんので、そこら辺はもう間違いないいただきたいなということを申し上げたいです。

そしてさらに、この先ほども問題になりました。32 ページの上段のこのスケジュール表ですね、日程表、これについては森本さん自身が要はこれはあくまで 22 年末完成という中で計画をたてましたというお話だったんですけども、じゃあまた今はっきり言って河村市長が 22 年末までにはできないって言明しました。いったいつできるんだということも一切何も言ってません。

そして石垣調査をやりますとしか言ってないわけです。

いや石垣調査にいったい何年かかるんだということまで一切発表されていません。そういう中で去年6月のこのシンポジウムの中で石垣部会の赤羽さんが講演をしてくださいましたが、その際に明確に赤羽さんは石垣調査は相当長期間かかる。私どもの打合せの場の中でやっぱり10年単位で考えないと、とてもできるものでないというふうに明確に言ってくれるわけですね。そうするともうとても20何年とかですねいうレベルで2020年とかっていうレベルですね。名古屋城木造復元が実現するわけがない。本気でまじめに石垣調査をやりたいならばできない。できるだけ早く石垣調査を終わらせてやるならできるかもしれないけどとそれぐらいの状況になってるのに、そういう状況になっている中で、いつできるかもしれない木造復元のために世界にむかって国際コンペをやるなんて、こんな無責任なコンペはあり得ないと思うんですよね。これは森本さんもさっき言ってたんじゃないですか。だとすれば、このスケジュール案っていうのはもう成り立ってないんですよね。こんなところで恥をさらすだけですから、スケジュール案は撤回しましたというふうに言われたほうが、そうでしょうねと皆納得できると思うんで。だから逆にいろんな質問が出てしまうので。かなり明確にマスコミの方も若干見えてるんで実際は撤回ですって言ったら、あとで立場がないですね。じゃいわんでいいです。そういう事態だとおもんです。

磯部：何かご感想でも

森本：やっぱり厳しい状況だなあと、私は決してM度は高くないんですが、やっぱり斎藤代表は今の運動体の立場としてしっかりと代表としておっしゃってるっていうのは理解しているつもりです。

本当にここでは弁明にもならないんですけれども、皆さんの障害団体の皆さんエレベーターこそが一番有効な技術なんだと、それは現在の私たちの昇降技術を見渡したときに自明理だと思いますけど。

今回の名古屋市は極めて難しい挑戦をしようとしているんだなということと、言葉だけで恐縮なんですけれども、先ほどの付加設備というのは、その基本方針のところでは、エレベーター付つけないけないけれども、新技術で何とかするということをしっかりと宣言しておりますので、この先もう少し実際に一時審査とかそういった段階でどのような技術が世界から上がってくるのか、そういったものを見させていただきそして皆さんにみていただきたいところです。

これは先ほど斎藤代表にもいわれたそのいわゆる障害者団体として、決してその理解して話し合ってる協議という言葉がやっぱりよろしくないっていうご指摘だと思いますので、その辺がやっぱり難しいなと思いつつ自分としてはですね、皆さんのところへ直接話をする段においてはですね、かなりざっくばらんなお話も聞いておりますとですね。

何か今の公募によって本当にちゃんと見つけたい見つけることによってそれをブラッシュアップして、本当に実現していきたいそれがやっぱり木造天守閣に使われると同時に、もしかすると、他の建築物の技術に使えるものが生まれてきたらという思いを、少し夢みたいな話ですけどもそこに期待をしていきたいという思いで頑張っております。

東：基本方針って変更できないんですかね。

法律、憲法変えるの大変ですけど基本方針は変えられるような気がしていきますというのは個人的な感想と、あと森本さんをいじめたいわけじゃないんですけども、その新技術ですか、新たなエレベーターにエレベーター的な機能を、エレベーターに比較してもその劣っているとも言えないような新技術が具体的にあるのであればいいんですけども、私には知らないし、今の現代あんまり話は聞こえてこないからこんな問題になるのであって、具体的にあれば、それはなるほどな、別にコンペしなくてもある程度情報が入ってきますよね、それがいいから問題になってるんじゃないかと。

抽象論で新技術って言葉ではちょっとやっぱりそこは市民には説得力がないのかなっていうところで、皆さん心配していらっしゃるのかなぁと感じました。

谷口：森本さんをいじめる会ではないのですが、やっぱり私が門前の小僧で、大学で建築計画をやっている。まわりのそういう先生たちの科学技術の追求にはすごく興味が。門前の小僧でいろんな情報がはいってきます。世界中に先ほど言いましたように、未来の移動媒体の研究皆やってるんですね。ものすごいお金をかけて。かなり長い間。ひょうとしてアイデアでももちろんそういうので素晴らしい発見があるかもしれませんけども、地道に努力してる人たちが世界的にたくさん優秀な人たちがたくさんいるんですね。

それですらまだないんですね。だから未来の乗り物。未来の移動媒体の開発は名古屋市の補助金でできるスケールじゃないんです。金額のスケール。

名古屋市がこんなことやったら破綻しちゃいます。

トヨタとかお金出し国がお金を出し大学がお金を出してやっと何10年かたってなんとかある。未来の乗り物はできるかもしれないですよ。

自動運転車はあと10年ぐらい。それとは違うものっていうものはこんな、こんなっていうのはちょっと失礼ですが。難しいのではないかと。

話してるときにちょっと気がついたんですけど。36メートル。

確か日本のちょっと日本の建築基準法に弱いんですけど31メートルを超えるこういう建築物は非常用エレベーターつけないといけないですね。

それはもういわゆる人を救助するためそれから消火活動するために。

消防隊一隊が乗り込んで、消火活動や救助活動するエレベータ。他のエレベーターがみんな止まっちゃうんですけど。そのエレベータは消火活動できる間はずっと動くというそういうの義務づけられているんですね。

やっぱり名古屋城木造だし、よく燃えやすいし、大丈夫かすごく気になりますね。

非常用エレベータで緩和で省略して、そんな緩和していいのだろうか。

だから建築センターちゃんとしているんかっていう。

現場を知らない人たちがあの建築センターで審査しているかもしれないね。

困ったなあ。同じ仲間内でしょうが。学識経験者がみなすべて正しい知識をもっているとはかぎらない。

森本：先生のご心配は皆さんの心配。きちんと答えたいなという思いですけども、現在のあの情報です。この今谷口先生がご指摘になった部分に関しての日本消防設備安全センターこちらのお話とか、先ほど来、ちょっと出た日本建築センターの第三者機関としてのようするにお墨付きといいたまいますか、そういったものの概念なんですけれども、現在検討している設計の案なんですけれども。煙から階段を守るためにその建具等で確保を行っている状況、その区画内は火災の煙から守られた空間となるため自力による避難困難者には一時的待機スペースとなるよう検討しているっていうところがあります。

はい。ちょっと私専門でないっていうのをちょっとつけ加えてばっかりで、実際階段体験館会に来ていただけるとわかるんですが、見ていただけるんですが。

名古屋城の階段というか床っていうか実は水平引き戸っていうのがあったんですね。

それが実際に再現してありまして、当然それは、手で引くと階段が閉じるというか、床のような状態になって締め切りになります。

本来はちょっと敵からの侵入を防ぐためのものだったと思われそうですが、こういったものをですね転用して、遮煙空間っていうのを考えています。

そういったことをいろいろとつらつら書いたものが防災証明なんですけれども、これを現在は認めていただいている状況ですので、またいずれ詳しくはそういったものがご覧いただけたらと思いますけれども、確かにそれが安全。より安全っていう部分はそれはやっぱりいろいろあろうかと思いますが、これが一つの第三条の除外規定を使う適用するときにですね条件になっているのでそういったちゃんとしたお墨付きっていうのを取っているということです。

谷口：安全確保のために避難経路、避難階段、途中に障害物があってはならないですね。

それを蓋しちゃったら避難できなくなっちゃう。その辺りなんかすごく変ですよ、それがあればもちろん煙は上がらないかもしれないでしょう。現にね。

防御のためのものを多分似ているからそれにしたというだけ。それで一つでも安全が守れるとはとても思えない。

森本さんをいじめてるんじゃないですよ。

齊藤：新技術の話が出てきてるんで、とりあえずその電動エレベーターというものの自体が130年以上歴史をかけて進歩してきているんですよね。今日のエレベータにいたっている。

やっぱ技術っていうのは本当に出ているようにすごい時間かかるわけで、自動車の改良だってたえざるも改良されていて電気自動車、そして、水素電池自動車そういったものがどんどん技術改良をしているのに凄く時間がかかる。

そういう中でこのエレベーターという技術に代わるような技術中というのがあるわけじゃないから結局森本さんも最後の切り札は小型昇降機、垂直昇降機エレベーターじゃないか。なんていったって。いくらごまかしてみても。人が使えないから使ってるだけであってやって床をめくるのがいいけれども、柱や梁を変えたら木造復元ならんからっていうその市長からの厳命があるからってずーと拘わられているわけだけど、もう本当の意味の木造復元というのはあり得ないということは誰の目にも明らかで、それは建築基準法でも何かクリアできるんだっていう。

建築基準法はクリアできると言われたとしても、防災という観点からの地震対策や、それから火災対策なかったら建てられないじゃないの。そうするともうスプリンクラーの設置で穴をあけるだのなんだの、そして、木材でないいろいろな構造物を使うなんてことが不可避じゃないですか。

そういうことはいくらやっても木造復元だけど、エレベーターをつけて梁、柱だけを壊したら木造復元じゃないこの理屈がおかしいんですよ。

だから国際コンペやるんだったら、木造建築物とエレベーターをどう調和させるかという国際コンペをやったらいいじゃないですか。そう思うですけど、そう思いませんか。

森本：すごいアイデアだな。私もですね、こういった齊藤代表をはじめ多くの障害者団体の皆さんからそういった考え方をお聞きしてきたので、自分自身にもどういうふう

に解釈すると落ち着くんだらうっていうのも日々考えておりました。

例えば端的に言うそうですね。消防設備っていうのは後からつくんでしょうと。それに対してどうしてエレベータつかないのっていうお話がよく出てきたんですね、現場で。今回の多くの建築士の先生方にもお話を賜りましたが、その柱や梁っていうのは、くれぐれも構造として1本抜けば補強や他のところに荷重がかかり違うものになってしまうんだそうです。

消防の話はとなると、もしですねここで今度姫路城とか、法隆寺とかすでにまだまだ現存するものだったらどうしてるかなとか、そういったところに考えを馳せていきますと

当然、姫路城も初期消火の話とか防煙ごめんなさい、遮煙区画とかに対応してるわけですから

くれぐれも復元を愛するみかたからすると、まずはそのままを造ってそこに新たな消防設備をつけることができる。消防技術もそういう技術を求めていると、例えば仮設のエレベーター的なものとかときに思うとか。そういったものであれば取ったら元に戻るでしょうというような条件も必要なんだというような思いになりました。

今回の新技術公募では1番から4番まで、いろいろ部門分けをしておりますけれども、例えばこれが1番だったら、実は先ほどスライドでも先生にみていただきましたけれども、1人の人しか、なにかいい昇降ができるわけではないんだってしかできないんで、当然電動車いすの方がそのまま行けるわけでもないようです。

1番だったらもしかするとお城に何も傷つけずに可能な昇降技術かもしれない。

そして3番目になると、何らかの形で穴を開けたり塞いだり、補強したりといった条件が出てくるかもしれないんですけども、あくまでもそれは可逆的であることをすごく意識したいと思っています。

ちょっと何か自分で喋っていて、支離滅裂になりそうして申し訳ないんですけども少なくとも今回の公募で何とかするときっているのが実態ですので、ここに一つ邁進していくしかないのかなといったところです。フォローしてください。すいません。

磯部：あと20分位ぐらいなんですけどももしフロアの方から何かご質問があれば。

堀場：私は名古屋市精神障がい者家族会連合会の堀場と申します。

この名古屋城の問題をいろいろお話しされてきましたけども、話の順書が全く逆になっていることに対して大変違和感を覚えます。

石垣の状態がどうなっているのか。そのことが定かじゃない今の状況の中で上に建つようなことばかりが先行しているんです。

名古屋城お話があったように1945年に空襲で焼け落とされました。あのときの風向きによって反対の方は大きな石垣ダメージを受けているというふうに専門家も言ってます。

その後の伊勢湾台風や風水害で石垣の状況もどういうふうになっているのか、すでに石垣がはずれているところもあって石が転がっているところもある。写真でもでてるんですね。

家を建てるときに、土壌がどうなってるのか基礎がどうなっているのかどんなものかいうのを度外視して建物を建てることばかりやっていることは、これはもう非常識だと思えます。

ここは一端立ち止まって、本来の話の順序に立ち戻って進めていかないと、溝が深まるばかり、森本さんが大変苦勞してるところがあつてんですけれども、出口がみつからなくて、見つからないなないらないような気がするんです。

ここはいったん立ち止まって石垣の専門家部会の専門家の人が言っているように、今の石垣の状態がどうなっているのがそのことをきちっと調査をする。文化庁の許可がまだ下りていないんですけれども。恐ろしくて許可も挙げれないんじゃないですかね。建物の話ばかり先行してそこをきちっとまずやって、調査の結果を受けてですね、じゃどういふものがその上に立つのが可能じゃないのかどうかどうぞっから今のような検討を始めていってもいい。何も急ぐ話ではないと思う。

河村さんが個人のこれは言っちゃいけないけど思われですね。

選挙で公約に挙げたんで。約束果たさんのは公約違反になると言っとるんですけれどもね。それだけで選挙やったわけじゃない。他にもいっぱい名古屋市民の生活の問題がある。僕ら年寄りにはそんなことにお金つかうよりよりも、生きてる人間のことにしてもっとお金を使ってほしいという個人的な気持ちはあるんだね。

ここはやっぱり一度森本さんたちも宮仕えで男はつらいよの話じゃないけどつらい状況の中でよくでてくることは本当に今日のこれでもそうだけでも、取り調べ受けなきゃならんようなこんなような雰囲気の中へ出てみえるんで、それはそれで立派だなと思うんです。

この4月からね。でも方向としてはやっぱりこれどっかで一旦ストップをして順序立てて事柄を進めるようにやっていくことが今一番大事なことはないのかと。

すでにヒノキを何億か買い込んでしまったということがあるんだけど。そんなことはね。僕は自分のお金じゃないわけだから。市民のお金なんだからそれ一つ考えてほしいということ。やっぱり名古屋市の行政職員からも、河村さんのやりかたにはストップかけてほしいんですね。

というのは名古屋城のことを今の名古屋城のことをボロカスいってるですね。今の名古屋城のなんかなにがバリアフリーやと言って。

この名古屋城を作るその当時の名古屋市民の思いなんてわかってくれていない。

障害者団体が名古屋市にあつまってね、全国の。そして並びにそんなハンガーストライキやって全国の仲間と人間の鎖でずっと回った。あの前で大阪に決まったのになります。あんときに河村市長はぶら下がり会見でほりゃみよ大阪城のエレベーターが止まったじゃないか。エレベーターなんかだということをいったんですね。

ああいうふうに分がやりたいことに。邪魔になることはけちゅんけちゅんに叩くという、これはね僕市長としては本当にふさわしくないと個人的には。それは選挙という手段ももちろんあるんですけれどもやっぱり諫める、諫めるブレーンがやっぱり名古屋市中で出てきてもいいんじゃないか。

河村さんの発言に大村さんに払うのはあれなんですけども、やっぱり先ほど東さんもう一つ地方自治法というのがある。やっぱり住民の福祉に向上するというね。基本法第一条の精神をやっぱり公務員はもってほしいと思うね。地方公務員をね。今河村さんがやっていることは名古屋城の問題をやってることというのは真逆のことだと思うんです。是非一度立ち止まれということを、僕らも頑張らないとだけども、行政局の中でも、そういう日常作業をやっていただきたい。もう一回戻って石垣調査から始めてほしいということ強く思います。

磯部：こちらの方ちょっと質問を受けたいと思いますんで、他質問がある方。

質問者：バリアフリーということで、ちょっと外れるかもしれませんが、先ほど森本さんの発言で、私最初から気になっていることがありますて、建築基準法適応除外それを使うから OK なんだと。建築基準法って何ですか。建築基準法の精神は人の生命、命、生命財産を守るためにあるんじゃないですか。

それを勝手に解釈して燃える建物をつくる。違法の建物をつくる。

階段も段数合わせるからいいよ。

いや、いや。27 cm の段差、段数にしたって、公共の建物は 18 センチ以下にしちゃいけないんですよ。ですよ。先生そうですけど。

それをね 23 cm で合わせるからいいよ。これ、安全じゃないですよ。

木造で 5 階建て 6 階建てで造る。これは安全じゃないですよ。

それから板を出してくるから煙は来ない。板燃えたらまた火きますよね。

下でどんどん火もえているのに蒸し焼きになりますよね。安全じゃないですよ。

それ安全ですか。どうなんですか。地震来たらどうなんですか。

6 階建ての木造、建築基準法をクリアできるんですか。

最初に今のお城壊せといったのは、耐震基準を満たしてない。

SL 値が低いです。SL 値なんですか説明してください。

どういうものか、私は SL 値というものはある建物ができたころには、今の基準法とは違う基準でたってた。震度 5 まで耐えればいい。今の基準は震度 6 でもちゃんと立ってなさい。壊れないように人の命守りなさいというのが基準法だと思ってるんです。

それ守れるんです、こんどの建物が。

それが昔の建物だから守れるんですか。ことだからいろんな建物と比べるときにどうなんだ。

だから耐震補強しなさいよ。そのやり方を検討するための数値だと思ってたんですよ。

違うんですか。谷口先生その辺のところを教えてください。

磯部：建築基準法の解釈ですね、これについて質問したいということですね。わかりました。

質問者：建築基準法の考え方を教えてください。

磯部：お答えします。もう一方ありましたね、その質問聞いてからトータルでお答えしたいと思います。

質問者：愛住連の苗木です。

河村市長が庶民革命とかいいながらお殿様のコスプレばかりしていて、その後にお城が建て替えたと言ったときにはもう本当に幼稚な考えではないかと思い、

この前昭和区役所でおこなわれました名古屋城の説明会で質問させていただきました。名古屋城を観光客を増やしたいとか名古屋市のために建て替えるつもりだとか。

なぜ名古屋市の地下鉄バリアフリーじゃないんですか。

駅員がスロープをもって走ってくるような状況なのに名古屋で新幹線を降りてで桜通線に行く、地下鉄桜で降りる、エレベーターは一基しかありません。あんな大きな駅にエレベーターが一基、そんな都市どこにありますか。そういった観光客を増やすつもりなら名古屋城だけでなく名古屋市という街作りをですね、どう考えてるんと質問したら観光都市局の方が非常に厳しい意見をいただいて、魅力のない街ナンバーワン名古屋という不名誉な汚名を着せられていますそれを返上したいと思います。結局ですね観光都市というそういう目的で名古屋城を建てるのではないことは明確で河村市長の趣味です。

私の亡くなりました叔父もこの地域の観光局の局長でしたので一言申し上げたいと思います。

磯部：ありがとうございます。どちらかということ今日は名古屋城のエレベーター、昇降機問題を中心にやりましたけど名古屋城地区もあるし名古屋市全体のユニバーサルデザインそれを実現するためには、そこが大事だということのご意見でしたので、まずは建築基準法のね、解釈の話なんですけど。

東：おそらく質問のご趣旨は名古屋市としてどう考えているのですかだったんですが、一つだけ私のご質問のご趣旨とは違うかもしれないんですけど、特例とは何のために使うものかというのは特例は法律だとかが変わったときだとか、何かが変更あった時に過去のこれまで補償されていた人が変更によって不利益になるということが例えばグループホームのスプリンクラーつけましようっていった時に、これまでマンションで暮ら

していた人がじゃマンションにスプリンクラー大変だによってことで、特例でいってこの部分は守りましょう。

過去の今まで安心して暮らしていた人が不利益になることを防止しようと言った時に特別に例外的に認めましょうというものなんです。特例というのはそういった趣旨、もともとはその趣旨なんです。だから特例使って大丈夫です、というのは正直ちょっと考えられない、法解釈としてはとちょっと考えにくいなあという。ただ名古屋市はそういう解釈を取られるのは何故ですかということじゃないかなと思うんです。そこらへんはすいません、よかったらお答えください。

森本：なかなかちょっとその部分が上手に答えられないかもしれませんが、今回の現在のその特別史跡名古屋城のこの指定というのが昭和7年に要件を満たす継承されてきております。この建築物であったものの原型を再現する建築物となります。特定行政庁名古屋市が建設建築審査会の同意を得て、その原型の再現がやむを得ないものと認められると足る条件を満たしているものと考えられるというのが背景にあります。

それから国宝などの文化財には規定を適用しないことになっておりますけれども、この建築基準。これらの文化財を復元する場合にも同様に建築基準法の規定を適用しないことができる制度があります。

名古屋城は文化財保護法により、史跡に指定されておりますので、この制度を活用することを予定としているという考え方があります。

谷口：すいません、それは今ある建物についてじゃないですか。

例えば今の法隆寺が燃えた。それを復元するという時じゃないんですか。

森本：いえ、これの解釈をちょっとなかなか上手に言えなくて申し訳ありません。

東：拡大解釈。

谷口：そうですね。

森本：実際に本丸御殿もそういう扱いでできておると聞いています。

東：すいません。私が割り込むようなことで

やむを得ないと認められるみたいな言葉があったのでやはり目的と手段だと思うんですよね。その正当な目的なのか、手段が必要最小限なのか、その目的がどうも、なんと

なくですけど個人的ご趣味のところはかなり重視されているんじゃないかというのが私からの指摘です。

磯部：ありがとうございます。法律家の立場からそういう感じということです。私からひとこと申しあげると今の地域のユニバーサルデザインの話ですね。

とにかくそれはもの一つ一つでなくてやっぱり地域全体がユニバーサルデザインであるべきであります。そういう中には建物もありますし、交通機関もあるというトータルでいきたいなあと思わせるような施設を作っていかないかん。

それが皆さんがあの観光施設として認めてもらうような物になっていくんだろう。

多分ですね今回史実に忠実っていう言葉の解釈の問題かなあって思ってます。

あくまでもそれは史実に忠実なっているのはその歴史大好き人間が解釈する解釈とその施設を使いたいなあと思う人の解釈が違うと思うんですね。

だから使いたいと思った人だとエレベーターもあるしスプリンクラーもあるんだけど史実に忠実。他はうまくいってるから。史実に忠実だと思えば私はいいんじゃないかなと私は思ってます。

その法律の体制の業務に慣れて会社にしちゃうといろいろなと思いますけれども、ただ、一方的な解釈で押し進めていってるからちょっとエラーになってるのかなというふうに感じている。

ですからそれで一つの皆さんどういうお城またはその名城公園を期待しているかそこは皆さんのイメージを上手くまとめてぶっつけていくしかないんだなと思いますので、だからそういう意味で単なるエレベーター問題じゃなくて要するに、多分名古屋の魅力がないといいますが魅力アップしてるかというような話があるので、そんな要素があると思いますので、それを皆さん全部いろいろと予算を考えていってたりして、その一つかなにかある特定施設の特定のものだとなってくるかなと思いますので、ぜひそういった動きしてほしいなということ。

実は名古屋市役所と私色々お付き合いあるんですけども、昔の名古屋市役所は難しい問題がありますとプロジェクトチームを作っていました。局を超えたそこでいろんな専門家は集めてやってきました。私交通系ですけど、例えば名古屋に基幹バスってありますよね。

あれ結構面倒くさかったんです。左でなくて真ん中を走るねあのバスレーンなんてね、日本になかったんです。

はい。

それやったというのがありがた名古屋市の総務局のプロジェクトチームが苦労してやったというのがあって。関係局も含めてね完成したということ先輩から聞いてはいるんですね。ですからぜひとも名古屋市はね、これは名古屋市ですよ。専門家いますしね、建築のうまい専門家いますしね名古屋市にね名古屋市役所のなかに。

森本さんだけに訴えても駄目なんですよ。そうなんですよ。

谷口：僕は専門家が専門とだけ話してる社会はもう限界があると思っちゃうけどやっぱり一般の庶民の感覚そういうものを重視する。

それから、やっぱり名古屋愛知県はセントレアとか愛地球博とか、今は名古屋駅周辺。リニア開通とか参加型でやってるんですね。共に考える、共にいい解決策を見つけるっていう、そういう姿勢はやっぱりぜひもう一遍やってほしいですね、名古屋城でも。そういわゆる共に創るというつもりがないとご意見を聞きました協議しましたじゃそれはものすごく古い考えかたです、物凄く。ユニバーサルデザインというのは結局みんなで作る社会、そういったことでやってもらわないと専門家だけで、僕は専門家、実は信用してないんです

磯部：有難うございました。最後にユニバーサルデザインということで本質かなと思うんですね。やっぱりみんなのためっていうことでしたらみんなが参加しなくちゃいけないと。

それなら皆ってという意見違うんですよ。違って当たり前なんですよ。

でもそれを表に出してお互いに相手の意見を聞いてわかったねと言って物を作っていく。

これが大事なんですよそれためには少し時間かかると思うんです。

だから時間がかかることを恐れていると失敗しますと思ってますので、ある意味では今回少しね時間がかかりそうだなっていう雰囲気になってきたのは、私は逆にいい方向だなと思ってますんで、これをそのチャンスだと思って逆に、それをうまく利用してですね、いい方向に行けばいいなとは思いますが。

それぞれシンポジウムを作りあいつこしてませんけれど今日の締めとさせていただきますと思います。今日は参加していただきました谷口先生ありがとうございました。パネルディスカッションしていただいた斉藤さん、森本さん、東さんどうも有難うございました。

司会者：登壇者の皆さんどうもありがとうございました。

みなさんいかがでしたでしょうか。

6月ですねこれ同じような講演会やったときに赤羽先生が言った言葉があります。

暗礁に乗り上げたのではなくて、もともとあった問題にただぶつかっただけだと。

ですからこの問題ってずっと今までありました。でもそれに解決しようという市長の姿勢が見られない。

私たちはこの問題にずっと取り組んでいきますので、やはりこれはですね、この問題は先ほどフロアからありました通り一端立ち止まってそしてどういう名古屋城が必要なのか。

今のお城だって大切な文化財です。

それを守ることも一つなんじゃないかなという私自身感じました。

今日登壇いただいた方、また今日ご参加いただいた方、要約筆記、手話通訳の皆さん今日はありがとうございました。これをもちまして「名古屋城木造復元事業どうなる」を終了させていただきます。今日はご清聴いただきありがとうございました。